

ノ制裁トシテ全人ヲ解雇シタルニ発端シテ争議發生解決セルガ其
ノ状況左記ノ通りニ有之

記

一 争議發生ノ場所 浅草区雷門老十目十二番地

二 争議發生ノ解決日 六月十三日發生六月十七日解決

三 事業主側

(1) 名称 隅田川機船株式会社

(2) 本社ノ所在地 浅草区雷門一丁目十二番地

(3) 事業主 神奈川縣鎌倉山高砂

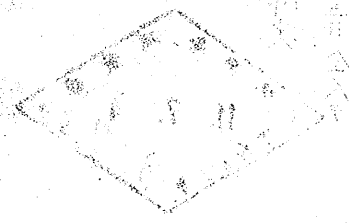
取締役社長 高田貞三郎

(4) 事業ノ種類 乗客運輸事業

(5) 資本金 八万圓 (金領押込)

(6) 企業系統 ナレ

(7) 使用従業員数 四十五名 (監督三名 船長一名 機師十九名 水夫七名 火夫一名 石炭夫一名 (以上惣改札十名)セ)



(8) 労働賃銀 月給最高五十三圓 最低二十二圓
平均 三十八圓

(9) 退職手当制度 移利施設ノ有無 ナレ

(10) 事業ノ団体関係 ナレ

四 労働者側

(1) 争議参加者数 四十三名 (監督二名ヲ除キ全員)

(2) 争議参加者中組合加盟者数 組合名 日本港湾従業員組合

四十三名 日本港湾従業員組合東京支部

(3) 応援団体 厨右

五 争議發生原因

標記会社機師土三浦龜五郎ハ去ル六月十日作業機船ノ運航ニ
関スル手配ニ齟齬アリタルハ甚ク不都合ナリト激怒シ在社
木監督ニ対シ暴行ヲ加ヘ遂ニ同事件ハ所轄水上警察署ヲ取調
ベラ受クルニ至レルガ(考類ノミ送届会社ハ尚更ニ斯ノ如キ行